

自動車運送事業者に対する飲酒・酒気帯び運転等に対する行政処分強化について

～10月1日から、飲酒・酒気帯び運転に対する処分量定が、初違反 最大 300 日車～

(一社) 静岡県トラック協会

国土交通省は、本年 10 月 1 日から、行政処分基準を強化する。飲酒・酒気帯び運転に対する「指導監督義務違反」「点呼の実施違反」を新設。初違反 100 日車、再違反 200 日車の車両使用停止を科し、車両使用停止の量定を初違反で最大 300 日車に引き上げる。

今回の処分基準の改正強化は、当初、2025 年 1 月に施行予定だったが、悪質な法令違反が常態化している自動車運送事業者に対し、より強力かつ重点的に改善を促すため、適用開始を前倒しした。併せて、トラック運送事業者のみ「勤務時間等告示」の遵守違反と点呼の未実施に対する処分量定も引き上げた。

各事業所におかれましては、今回の改正を踏まえ、引き続き、飲酒運転根絶に向けた取組みの徹底方お願いいたします。

【おもな改正点】

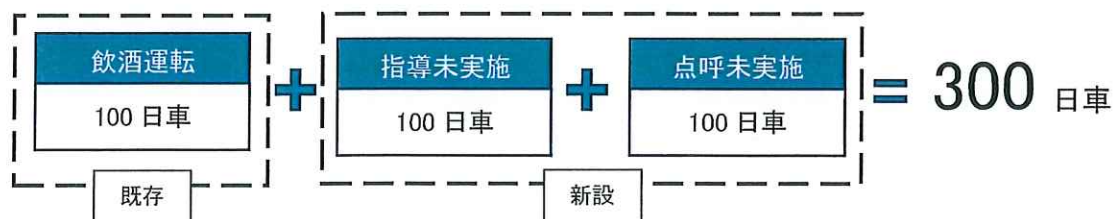
1. 飲酒運転に係る行政処分基準の強化に伴い、以下の点が新設

●指導監督義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施 (初違反: 100 日車、再違反: 200 日車)

●点呼の実施違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において点呼が未実施 (初違反: 100 日車、再違反: 200 日車)



2. 勤務時間等告示の遵守違反、点呼の未実施について、処分量定の引上げ (※)

(※) 違反件数に比例した処分の導入

●勤務時間等告示の遵守違反

- 改正前 未遵守計 16 件以上 (初違反 20 日車、再違反 40 日車)
- 改正後 未遵守計 6 件以上 (初違反) 未遵守 1 件当たり 2 日車
(再違反) 未遵守 1 件当たり 4 日車

●点呼の未実施

- 改正前 未実施 50 件以上 (初違反 20 日車、再違反 40 日車)
- 改正後 未実施 20 件以上 (初違反) 未実施 1 件当たり 1 日車
(再違反) 未実施 1 件当たり 2 日車

(行政処分等を行うべき違反行為及び日車数の考え方については、あらためてご案内いたします。)

飲酒運転が事業者に及ぼす影響

違反事業者には厳しい行政処分が

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。飲酒運転防止の徹底を図るため、行政処分基準が改正され、ドライバーが飲酒運転をした場合において、会社が飲酒運転禁止に係る指導監督を怠っていた場合や点呼を実施していなかった場合の行政処分の内容が見直され、令和6年10月1日から適用されることになりました。

また、勤務時間等基準告示の遵守違反と点呼の未実施の場合の扱いも見直され、勤務時間等基準告示の遵守違反の場合は未遵守6件以上から、点呼の未実施の場合は未実施20件以上から、それぞれ累進制が導入され、初違反、再違反ともに1件ごとに車両の停止日車数が積み上げられることとなります。

こうした日車数が積み上げられることにより、事業許可の取消し基準である800日車（80点）を超える可能性も十分にありますので、事業者はさらなる飲酒運転防止対策の推進および法令遵守の強化を図っていくことが求められます。

処分量定の引き上げ

●勤務時間等基準告示の遵守違反

	改正前	改正後
未遵守計 5件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未遵守計 6～15件	初違反 10日車 再違反 20日車	未遵守6件以上 初違反1件2日車 再違反1件4日車
未遵守計 16件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

●点呼の未実施

	改正前	改正後
未実施計 19件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未実施計 20～49件	初違反 10日車 再違反 20日車	未遵守20件以上 初違反1件1日車 再違反1件2日車
未実施計 50件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

行政処分基準の改正

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車	再違反 200日車
-----------	-----------

●指導監督義務違反（新設）

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

初違反 100日車	再違反 200日車
-----------	-----------

●点呼の実施違反（新設）

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

初違反 100日車	再違反 200日車
-----------	-----------

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。



事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して3日間の事業停止

飲酒運転根絶に向けて 管理体制の強化と指導、 啓発活動の推進を

【厳正な点呼の実施】

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無について運転者が申告しやすい環境づくりに努める。
- アルコール検知器による確認を徹底する。

【飲酒状況等の実態把握】

- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。
- 運転者の雇用時に飲酒傾向を確認する。

【従業員への指導・啓発】

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
- ・ 飲酒運転に対する罰則・処分
- ・ 飲酒が運転に及ぼす影響
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。

【家庭への啓発・広報】

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。

アルコール依存症は、多量の飲酒を続けることで脳の機能が変化して、自分では酒の飲み方（飲む量、飲む時間、飲む状況）をコントロールできなくなる**病気です**。本人は自覚がなく気づきにくいいため、本人の意志でコントロールしようとしても度々失敗します。本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、**周囲の人の適切なサポートが必要です。**

アルコールに関する正しい理解を

飲酒と運転の分離

(酒量に応じた間隔の確保) の徹底をお願いします！

飲酒運転事例



プロとしての自覚ある行動を！

× 仮眠したから運転しても大丈夫だと思った・・・

× 少ししか飲んでないから大丈夫だと思った・・・

飲んだ量を「ドリンク」で把握しましょう！

ビール 5%
ロング缶1本
500ml

ワイン 12%
グラス1杯
200ml

焼酎 25%
コップ1/2
100ml

チューハイ 7%
ショート缶1本
350ml

日本酒 15%
10/7(1合)
180ml

ウイスキー 43%
2ショット(2オンス)
60ml

2ドリンクの目安 2ドリンク 分解するのに 最低 4時間 必要です。

「健康で飲める人」の基準 **1日2ドリンク**

アルコールの「1ドリンク」➡ 純アルコールが 10g 含まれる飲料

※上記はあくまでも「健康で飲める人」の基準であり、個人差があるため業務前のアルコール検知器の確認を必ずお願いします。